

公 示

屋外広告物法第7条第4項、及び道路法第44条の2の規定により、沖縄県屋外広告物条例及び那覇市屋外広告物条例に違反する広告物、道路法に違反する放置物件を撤去、保管した。

平成29年11月17日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 詳細については別紙「保管物件一覧表」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
 - (1) 身分証明証等
 - (2) 印鑑
 - (3) その他、土木事務所長が必要と認める書類

- 3 返還を受ける際に必要な手続き
 - ・ 受領書の提出

- 4 留意事項

屋外広告物法第8条4項の規定に基づき、公示後2日以内に所有者へ返還できないときは、処分等を行う場合があります。

担当：維持管理班
電話：867-2941